



宮 崎 県 公 報

令和元年9月12日(木曜日) 第38号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 41,700 円

目 次

告 示	頁
○身体障害者福祉法に基づく医師の指定……………(障がい福祉課) 1	
○指定自立支援医療機関(育成医療及び更生医療)の指定……………(“ ”) 1	
○指定自立支援医療機関(精神通院医療)の指定(“ ”) 1	
○食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行令に基づく講習会の登録……………(衛生管理課) 1	
○民有林の保安林の指定予定……………(自然環境課) 2	
○保安林の指定予定の通知(3件)……………(“ ”) 2	
○漁業災害補償法に基づく特定第2号漁業者の同意……………(水産政策課) 2	
○道路の区域の変更(5件)……………(道路保全課) 3	
○道路の供用の開始(5件)……………(“ ”) 4	
公 告	
○大規模小売店舗の変更に関する届出(2件)……………(商工政策課) 5	
○土地改良区の清算人の退任の届出……………(農村整備課) 6	
○入札公告……………6	
教育委員会告示	
○宮崎県指定有形文化財の指定……………7	
○宮崎県指定史跡の一部指定解除……………7	

告 示

宮崎県告示第 295号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第 283号)第15条第1項の規定により、身体障害者手帳の交付申請に要する診断書を作成する医師を次のとおり指定した。

令和元年9月12日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

医師の氏名	従事する医療機関		診療科目	指定年月日
	名称	所在地		
高塚 二郎	医療法人健寿会黒木病院	延岡市	外科	令和元年9月1日
水野 隆之	社会医療法人泉和会千代田病院	日向市	外科	令和元年9月1日
梶田 一旭	串間市民病院	串間市	内科	令和元年9月1日
三股 奈津子	一般財団法人弘潤会野崎東病院	宮崎市	整形外科	令和元年9月1日
藏元 慎也	藤元総合病院	都城市	心臓血管外科	令和元年9月1日
安藤 陽平	藤元総合病院	都城市	外科	令和元年9月1日

宮崎県告示第 296号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第 123号)第54条第2項の規定により、育成医療及び更生医療を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

令和元年9月12日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名称	所在地	担当する医療の種類	指定年月日
なないろ薬局 緑ヶ丘店	延岡市	薬局	令和元年9月1日

宮崎県告示第 297号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第 123号)第54条第2項の規定により、精神通院医療を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

令和元年9月12日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名称	所在地	担当する医療の種類	指定年月日
トロン薬局 村角	宮崎市	薬局	令和元年9月1日
なないろ薬局 緑ヶ丘店	延岡市	薬局	令和元年9月1日
訪問看護ステーション コルディアール宮崎	宮崎市	訪問看護	令和元年9月1日
訪問看護ステーション 花ほたる	川南町	訪問看護	令和元年9月1日

宮崎県告示第 298号

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行令(平成30年政令第52号)第10条の規定により、講習会を次のとおり登録した。

令和元年9月12日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 講習会の実施者の名称及び主たる事務所の所在地
公益社団法人宮崎県食品衛生協会 宮崎市別府町3番1号
- 2 講習会の実施期間
令和2年1月28日から同年1月30日まで

宮崎県告示第299号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

令和元年9月12日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 民有林の保安林予定森林の所在場所 東臼杵郡美郷町北郷入下字ウッキ藪 169-1、169-2
- 2 指定の目的 水源^{かん}の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに美郷町役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第300号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和元年9月12日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 延岡市北浦町三川内字上塚内4951-1、4951-3から4951-5まで、4951-7、4951-8
- 2 指定の目的 水源^{かん}の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は択伐による。
字上塚内4951-1・4951-3・4951-8(以上3筆について次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並び

に延岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第301号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和元年9月12日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 児湯郡木城町大字椎木字大谷3211-1・3211-2(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び児湯農林振興局並びに木城町役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第302号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和元年9月12日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 児湯郡新富町大字三納代字弁指2519・2520-1(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び児湯農林振興局並びに新富町役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第303号

漁業災害補償法(昭和39年法律第158号。以下「法」という。)第108条第5項において準用する法第105条の2第3項の規定による届出を審査した結果、当該加入区に係る法第108条第2項の規定による特定第2号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められた。

令和元年9月12日

宮崎県知事 河野俊嗣

同意成立の届出年月日	令和元年7月31日
発起人の住所及び氏名	串間市 大山 實 串間市 宮之浦大敷 合同会社 代表社員 田中 弘樹
加入区 の 名 称	串間市東加入区
区 域	串間市東漁業協同組合の地区
区 分	小型まぐろ漁業及び大型定置漁業

宮崎県告示第304号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和元年9月12日から同年同月25日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和元年9月12日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
26	県道	宮崎須木線	東諸県郡国富町大字岩知野字六江847番1地先から同郡同町大字木脇字牟田5185番1地先まで	旧	13.4～130.7	448.3
					11.5～147.0	481.6
			新	13.4～130.7	448.3	

宮崎県告示第305号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和元年9月12日から同年同月25日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和元年9月12日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
309	県道	川床日向新富停車場線	児湯郡新富町大字新田字瀬ノ口18255番7地先から同郡	旧	5.7～14.8	803.8
				新	10.6～18.6	803.8

			同町同大字 字湯牟田1 9548番1地 先まで			
--	--	--	----------------------------------	--	--	--

宮崎県告示第306号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和元年9月12日から同年同月25日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和元年9月12日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
313	県道	杉安高鍋線	児湯郡高鍋町大字上江字大戸ノ口7840番3地先から同郡同町同大字同字7840番3地先まで	旧	17.6～27.1	24.0
				新	24.8～31.7	24.0

宮崎県告示第307号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和元年9月12日から同年同月25日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和元年9月12日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
339	県道	塩鶴木崎線	宮崎市大字鏡洲字竹ノ内400番8地先から同市同大字同字400番8まで	旧	8.5～16.4	11.3
				新	10.3～18.1	11.3

宮崎県告示第308号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和元年9月12日から同年同月25日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和元年9月12日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
403	県道	えびの高原京町線	えびの市大字浦字河路583番22地先から同市同大字同字583番3地先まで	旧	6.6~20.2	139.8
				新	6.6~56.2	139.8

宮崎県告示第309号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和元年9月12日から同年同月25日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和元年9月12日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	供用開始の期日
26	県道	宮崎須木線	東諸県郡国富町大字岩知野字六江847番1地先から同郡同町大字木脇字牟田5185番1地先まで	令和元年10月6日

宮崎県告示第310号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和元年9月12日から同年同月25日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和元年9月12日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	供用開始の期日
207	県道	岩戸延岡線	西臼杵郡高千穂町大字岩戸字馬生木6164番5地先から同郡同町同大字同字6143番1地先まで	令和元年9月12日

			で	
--	--	--	---	--

宮崎県告示第311号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和元年9月12日から同年同月25日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和元年9月12日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	供用開始の期日
339	県道	塩鶴木崎線	宮崎市大字鏡洲字竹ノ内400番8地先から同市同大字同字400番8まで	令和元年9月12日

宮崎県告示第312号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和元年9月12日から同年同月25日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和元年9月12日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	供用開始の期日
343	県道	鰐塚山田野停車場線	宮崎市田野町字持田本田野国有林66林班ニ小班地先から同市同町同字甲11587番1地先まで	令和元年9月12日

宮崎県告示第313号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和元年9月12日から同年同月25日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和元年9月12日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	供用開始の期日
403	県道	えびの高原京町線	えびの市大字浦字河路583番22地先から同市同大字同字583番3地先まで	令和元年9月12日

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に係る届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

令和元年9月12日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
タイヨー佐土原店・ドラッグストアモリ佐土原店
宮崎市佐土原町下田島9091番 外38筆
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社タイヨー 代表取締役 清川継一郎
鹿児島県鹿児島市南栄三丁目14番地
株式会社ドラッグストアモリ 代表取締役 森竜馬
福岡県朝倉市一ツ木1148番地の1
- 3 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗の名称
(変更前) タイヨー佐土原店
(変更後) タイヨー佐土原店・ドラッグストアモリ佐土原店
 - (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前) 株式会社タイヨー 代表取締役 清川継一郎
鹿児島県鹿児島市南栄三丁目14番地
(変更後) 株式会社タイヨー 代表取締役 清川継一郎
鹿児島県鹿児島市南栄三丁目14番地
株式会社ドラッグストアモリ 代表取締役 森竜馬
福岡県朝倉市一ツ木1148番地の1
 - (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前) 株式会社タイヨー 代表取締役 清川継一郎
鹿児島県鹿児島市南栄三丁目14番地
(変更後) 株式会社タイヨー 代表取締役 清川継一郎
鹿児島県鹿児島市南栄三丁目14番地
株式会社ドラッグストアモリ 代表取締役 森竜馬
福岡県朝倉市一ツ木1148番地の1

- 4 変更の年月日
令和元年5月1日
 - 5 変更する理由
テナント出店のため
 - 6 届出年月日
令和元年8月9日
 - 7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間
 - (1) 場所
宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター
 - (2) 期間
令和元年9月12日から令和2年1月14日まで
 - 8 意見書の提出先及び期間
 - (1) 提出先
宮崎県商工観光労働部商工政策課
 - (2) 期間
令和元年9月12日から令和2年1月14日まで
 - 9 意見書の記載事項
意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。
-
- 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、大規模小売店舗の変更に係る届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。
- なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。
- 令和元年9月12日
- 宮崎県知事 河野俊嗣
- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
タイヨー佐土原店・ドラッグストアモリ佐土原店
宮崎市佐土原町下田島9091番 外38筆
 - 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社タイヨー 代表取締役 清川継一郎
鹿児島県鹿児島市南栄三丁目14番地
株式会社ドラッグストアモリ 代表取締役 森竜馬
福岡県朝倉市一ツ木1148番地の1
 - 3 変更しようとする事項
 - (1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
(変更前) 2,056㎡
(変更後) 3,411㎡
 - (2) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - ① 駐車場の位置及び収容台数
(変更前) A棟西側 175台
(変更後) 建物敷地内 164台
 - ② 駐輪場の位置及び収容台数
(変更前) A棟北西側 40台
(変更後) A棟北西側 40台(駐輪場No.1)
B棟南西側 9台(駐輪場No.2)

合計 49台

③ 荷さばき施設の位置及び面積
 (変更前) A棟北側 160㎡
 (変更後) A棟北側 160㎡ (荷さばき施設No.1)
 B棟北東側 50㎡ (荷さばき施設No.2)
 合計 210㎡

④ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
 (変更前) A棟内北側 15㎡ (廃棄物保管施設No.1)
 A棟内北側 15㎡ (廃棄物保管施設No.2)
 A棟内北側 15㎡ (廃棄物保管施設No.3)
 A棟内北側 15㎡ (廃棄物保管施設No.4)
 合計 60㎡
 (変更後) A棟内北側 22.50㎡ (廃棄物保管施設No.1)
 A棟内北側 15.00㎡ (廃棄物保管施設No.2)
 A棟内北側 15.00㎡ (廃棄物保管施設No.3)
 A棟内北側 15.00㎡ (廃棄物保管施設No.4)
 B棟北側 6.96㎡ (廃棄物保管施設No.5)
 合計 74.46㎡

(3) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

① 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 (変更前) 午前7時から午後11時まで
 (変更後) 午前7時から午後11時まで(株式会社タイヨー)
 24時間(株式会社ドラッグストアモリ)

② 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 (変更前) 午前6時30分から午後11時30分まで
 (変更後) 24時間

③ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
 (変更前) 3箇所 建物敷地南西側、北側及び南側
 (変更後) 5箇所 建物敷地南西側、北側、南側及び北西側

④ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
 (変更前) 午前6時から午後10時まで
 (変更後) 午前6時から午後10時まで(荷さばき施設No.1)
 午前6時から午後10時まで(荷さばき施設No.2)

4 変更の年月日
 令和2年4月10日

5 変更する理由
 新たなテナントの出店のため

6 届出年月日
 令和元年8月9日

7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間

(1) 場所
 宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間
 令和元年9月12日から令和2年1月14日まで

8 意見書の提出先及び期間

(1) 提出先

宮崎県商工観光労働部商工政策課

(2) 期間
 令和元年9月12日から令和2年1月14日まで

9 意見書の記載事項
 意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

土地改良法(昭和24年法律第195号)第68条第4項において準用する同法第18条第17項の規定により、宮丸土地改良区(都城市)の清算人の退任について次のとおり届出があった。

令和元年9月12日
 宮崎県知事 河野俊嗣

1 退任した清算人

氏名	住所
上原 誠史	都城市庄内町 12712番地5

入札公告
 一般競争入札を次のとおり実施する。
 令和元年9月12日
 宮崎県知事 河野俊嗣

1 競争入札に付する事項

(1) 借入物品及び数量 県立学校校務用コンピュータ 470台
 (2) 借入物品の特質等 仕様明細書による。
 (3) 納入期限 令和2年1月15日
 (4) 契約期間 令和2年2月1日から令和7年1月31日まで(60月)
 (5) 納入場所 仕様明細書による。
 (6) 入札方法 (1)の借入物品について入札を実施する。入札金額は、賃借料1月当たりの単価に契約期間月数を乗じた金額を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 契約に係る特約事項

(1) この競争入札に係る契約(以下「本件契約」という。)は、長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成17年宮崎県条例第81号)第2条第1項第1号の規定による契約であり、県は、上記1の(4)の契約期間において次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする。

ア 本件契約の相手方がその責めに帰すべき理由により本件契約に違反した場合

イ 本件契約の締結日の属する年度の翌年度以後において本件契約に係る県の歳出予算が減額又は削除された場合

(2) 県は、(1)の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

3 競争入札に参加する者に必要な資格

(1) この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

ア 平成31年宮崎県告示第122号に規定する資格を有する者で、業種がサービス(役務の提供)に関する業種で、営業種目が賃貸業務で種目が電算機器又は営業種目が電算業務のものであること。

イ 借入物品及び数量を確実に納入できる者であること。

ウ 借入物品の機能が仕様を満たし、当該物品を確実に設置及び設定できると認められる者であること。

エ 本件の借入物品について、保守、点検、修理及び部品の提供等のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者であること。

オ 借入物品を第三者をして貸付けようとする者にあつては、当該物品を自ら貸付けできる能力を有するとともに、第三者をして貸付けできる能力を有することを証明した者であること。

(2) 入札に参加しようとする者は、(1)イ、ウ、エ及びオの資格要件を満たすことを証明する書類を令和元年10月11日までに提出しなければならない。

なお、入札者は、当該書類について説明を求められたときはこれに応じなければならない。

4 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所 宮崎県教育庁高校教育課管理担当 宮崎市橋通東1丁目9番10号 郵便番号 880-8502 電話番号0985(26)7237

(2) 期間 令和元年9月12日から令和元年10月23日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)

5 入札説明書及び仕様書の交付場所及び交付期間

(1) 場所 宮崎県教育庁高校教育課管理担当

(2) 期間 令和元年9月12日から令和元年10月11日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)

6 入札説明会

入札説明会は実施しない。ただし、本件入札に関する質問については令和元年10月11日午後5時まで受け付ける。なお、入札に関する質問にあつては個別に対応するが、入札に参加しようとする者全員に周知する必要があると判断したものに關しては、メール又はホームページで通知する。

7 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

(1) 提出場所 宮崎県教育庁高校教育課管理担当

(2) 提出期限 令和元年10月23日午後5時

(3) 提出方法 持参又は送付(郵便にあつては書留郵便に限る。)により提出すること。

8 開札の場所及び日時

(1) 場所 宮崎県庁4号館2階 宮崎県税・総務事務所入札室

(2) 日時 令和元年10月24日午前10時

9 入札保証金

入札保証金については、宮崎県財務規則(昭和39年宮崎県規則第2号)第100条の規定による。

10 入札の無効に関する事項

宮崎県財務規則第125条に規定する入札は、無効とする。

11 落札者の決定の方法

予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。

12 契約に関する事務を担当する部局等

宮崎県教育庁高校教育課管理担当 宮崎市橋通東1丁目9番10

号 郵便番号 880-8502 電話番号0985(26)7237

13 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

14 その他

(1) この競争入札による調達は、世界貿易機関(WTO)に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

(2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。

(3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。

15 Summary

(1) Nature and quantity of the service required: Personal computers for school affairs : 470 computers

(2) Time limit for tender: 5:00 p.m. 23 September 2019

(3) Contact point for the notice: Management Section, High School Education Division, Miyazaki Prefectural Board of Education, 1-9-10 Tachibanadori Higashi, Miyazaki City, 880-8502 Japan. TEL: 0985-26-7237

教育委員会告示

宮崎県教育委員会告示第4号

宮崎県文化財保護条例(昭和31年宮崎県条例第15号)第4条第1項の規定により、次のとおり宮崎県指定有形文化財に指定する。

令和元年9月12日

宮崎県教育委員会教育長 日隈俊郎

種別	名称	所在地	所有者
県指定有形文化財	木造聖観音菩薩坐像及び木造大日如来坐像	西都市大字岩爪2050	宗教法人黒貫寺
県指定有形文化財	木造薬師如来立像	串間市大字北方57番地	宗教法人永徳寺

宮崎県教育委員会告示第5号

宮崎県文化財保護条例(昭和31年宮崎県条例第15号)第32条第1項の規定により、次のとおり宮崎県指定史跡の指定を解除する。

令和元年9月12日

宮崎県教育委員会教育長 日隈俊郎

種別	名称	所在地	備考
県指定史跡	「野尻村古墳」のうち九塚古墳	小林市野尻町東麓2515-1	指定地の解除
県指定史跡	「高鍋町古墳」のうち第17号	児湯郡高鍋町大字南高鍋字水谷坂平付6346-4	指定地の解除

--	--